

○岡山県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の運用について(通達)

(平成8年9月17日岡務第979号警察本部長例規)

(概要)

岡山県行政手続条例(平成7年岡山県条例第30号)に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続について、具体的運用細目を定めたものである。